

「特殊公務災害」認定条件、大震災に限り緩和へ

災害対応など危険な業務で死亡、負傷した地方公務員が対象となる「**特殊公務災害**」について、地方公務員災害補償基金(東京都千代田区)は、東日本大震災のケースに限り、認定の条件を緩和する方針を決めた。

目撃情報などがない場合でも、危険な状況で職務にあたっていたと推認できる場合には、認めることにした。今月1日、同基金が宮城、岩手、福島の各県支部と仙台市支部に通知した。過去に各支部で却下された案件についても、改めて審査に応じる。

特殊公務災害は、警察官や消防職員らが住民の避難誘導や水門の開閉を行うなど、高度に危険が予測される職務で死亡、負傷した場合に適用される。死亡した場合には、遺族に通常の公務災害の最大1・5倍の年金や一時金が支払われる。